

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税務に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、税務に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和7年4月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税務に関する事務
②事務の概要	・地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴税する。また納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務 (個人市民税、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税及び固定資産税等) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 【事務処理の流れ】 地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づく市税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	個人住民税システム 法人市民税システム 国民健康保険税システム 固定資産税システム 軽自動車税システム 収納管理システム 滞納管理システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー eLTAXシステム 個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 法人市民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 国民健康保険税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 軽自動車税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 収納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 滞納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、法人市民税ファイル、国民健康保険税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、収納管理ファイル及び滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項及び地方税法等 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	嶋川 渡	岡本 修治	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡本 修治	嶋川 渡	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成28年10月1日時点	4月1日	事後	
平成28年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 117及び120の項 【情報照会の根拠】 ・第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」の項 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1. 2. 3. 4. 6. 10. 12. 13. 19. 20. 22. 23. 25. 28. 34. 35. 36. 40. 43. 44. 47. 49. 50. 51. 55. 58及び59条 【情報照会の根拠】 第20条	番号法第19条第7号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 117及び120の項 【情報照会の根拠】 ・第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」の項 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1. 2. 3. 4. 6. 7. 10. 12. 13. 19. 20. 22. 23. 25. 28. 34. 35. 36. 40. 43. 44. 47. 49. 50. 51. 55. 58及び59条 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	嶋川 渡	伊井 義紀	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 117及び120の項 【情報照会の根拠】 ・第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」の項 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1. 2. 3. 4. 6. 7. 10. 12. 13. 19. 20. 22. 23. 25. 28. 34. 35. 36. 40. 43. 44. 47. 49. 50. 51. 55. 58及び59条 【情報照会の根拠】 第20条	番号法第19条第7号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116及び119の項 【情報照会の根拠】 ・第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」の項 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2及び59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役割)	税務課長 伊井 義紀	税務課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報の開示(訂正・利用停止請求、請求先)	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475	事後	電話番号の変更に伴うもの
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ、連絡先	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251	事後	組織再編に伴うもの
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正
令和5年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び地方税法等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項及び地方税法等 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正
令和5年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116及び119の項 【情報照会の根拠】 ・第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの」の項 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2及び59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 5. 7. 11. 13. 15. 20. 28. 37. 39. 42. 48. 49. 53. 57. 58. 59. 63. 65. 66. 69. 72. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 95. 96. 108. 109. 115. 124. 125. 129. 130. 132. 137. 138. 140. 141. 142. 144. 147. 151. 152. 155. 156. 158. 160. 161. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法等関連法令の改正に伴う修正
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年4月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、法人市民税システム、国民健康保険税システム、固定資産税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、専断管理システム、団体内統合発着システム及び中間サーバー	個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 法人市民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 国民健康保険税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 収納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 専断管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 匿名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和7年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	